



2023年10月

日本の死刑制度の今後を考える

司会 宮腰 直子 日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長



井田 良氏
法務省法制審議会会長・
中央大学法科大学院教授（刑法）



原田 正治氏
弟を殺害された被害者
一犯人には死刑が執行された。



角替 清美氏
袴田事件再審弁護人・
静岡県弁護士会

【宮腰】皆さん、本日はお忙しい中、ありがとうございます。

日弁連は、2022年11月15日、「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」を公表しています。これは、死刑制度を廃止し、死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する死刑に代わる最高刑として、仮釈放の適用のない終身の拘禁刑の創設というものを提言するものです。他方、世論調査の結果によれば、約8割を超える国民が、死刑もやむを得ないと考えています。そこで、わが国の死刑制度の今後をどう考えるのかということでこの座談会を企画しました。



処罰感情と死刑制度

【宮腰】井田さんは、2022年1月に単行本「死刑制度と刑罰理論」（岩波書店）を発刊されていますが、「どれほどたくさん人を殺しても死刑にならないのはおかしい」という意見について、どう思われますか。

【井田】死刑制度に賛成する立場の方々にとって、恐らく最も強い論拠になっているのは、今おっしゃったような考え方ではないかと思います。逆に言うと、死刑を廃止すべきだと考える人にとってみれば、そういう意見に対して、どういう説得的な反論がなし得るかということがやはり大事な試金石になるのではないか。そういう意味で、今の死刑存廃をめぐる論議にとっ

て大変重要な問い掛けなのだろうと思います。もちろん大きな問題ですので、簡単にお答えできないのですが、今のところ私は次のように考えています。

まず、「どんなにたくさん人を殺しても死刑にならないのはおかしい」というご意見をお持ちの方には、いったん冷静になっていただき、次のことを考えていただきたいのです。

今の法律の下では、実は、どれほどたくさんの人を故意に殺したとしても、行為者に精神の障害があり責任能力がないとされれば、犯罪であることは否定され、死刑ばかりか、いかなる刑も科することはできないとされています。また、行為者が18歳未満であれば、少年法による特則があって死刑を科すことはできません。少年法だけでなく、日本も批准している「児童の権利に関する条約」がそのことを要求しているところですので、国際法の求めるところだということにもなってきます。

こうした今の法律の在り方は、もし処罰感情が刑罰の根拠なのだと考えるとすると、どうも説明できることになりはしないか。何でそこでブレーキがかかるのかわからない。現に責任能力制度に対しては、メディアでは、裁判所で心神喪失・耗弱という判断が出たときに、しばしば理解できないという批判、あるいはそういう意見というのがかなり広く表明されることがあります。

ただ、現行法を前提とする限り、刑罰を科すのは、実は被害者のためではないのではないかという疑問が出てきても不思議はない。少なくとも現行法は、そういう立場を取ってはいないのではないかという、こういう疑問が出てくるのだろうと私は思うわけです。

また、ちょっと視点を変えて、「どれほどたくさん人を殺しても死刑にならないのはおかしい」というのが死刑を支える非常に強い根拠になるのだとすれば、なぜ世界の多くの文明国家は一代表的にはヨーロッパの国々ですけれども一死刑を廃止しているのでしょうか。ドイツは、ナチスが600万人のユダヤ人を殺害したということがありましたが、その直後に死刑を廃止しています。「どれほどたくさん人を殺しても死刑にならないのはおかしい」というのが死刑制度の根拠になるのだとすれば、それは説明できないことなのではないかということです。

直截な言い方をするとすれば、実は刑罰というのは被害者のために科すものではなくて、ましてや処罰感情のために科すものでもない、それ故に正当化されるものではないという考え方方が出てくるのではないか。そこで一步引いて、刑罰制度って果たして何のためにあるのかということに遡って考えてみてはどうかというのが、私の提案です。

刑罰制度の目的

【井田】 私の考え方をごく簡単にご説明させていただきます。例えば、故意に人を殴ってけがをさせたという簡単な事例を考えてみたいと思います。確かに被害者の負った傷は犯人を処罰したとしても元に戻るものではない。そうはいっても、被害者の痛み・辛さというのは大いに共感できる



ことですので、それに対応する苦痛を犯人に加えるべきだというのは可能な考え方で、これは「応報刑論」と呼ばれている立場です。それは被害者に注目する考え方であり、いわば「私的な利益の保護」を中心に置く考え方だといえます。私は、それを「実害対応型の応報刑論」という言葉で表現することにしました。

ただ、故意に他人を殴ってけがをさせるという行為は、被害者を傷付けると同時に、実は「人を傷付けてはいけない」というルール—それは法と言ってもいいし規範と言ってもいいわけですけれども—その効力を動搖させる行為です。犯人には罰を与えて、再びルールが破られないようにルールの効力を維持する必要が出てくるということです。もしルールが、「そのルールは守らなくていいのだ」となれば、人の行動を規制する効力を失うことになりますので、犯罪は増加するし、社会の秩序は維持されないということになってしまいます。やっぱりその行為に対して適切な反動を加えて、将来に向けてそのルールの効力を維持して犯罪を予防するということが必要なのです。まさにそのために刑罰制度はあるというのが基本的な考え方で、「ルールの効力という公の利益、公益の保護」のために刑罰制度は存在しているのだと考えることができます。私は、これを「規範保護型の応報刑論」と呼ぶことにしています。

実害対応型の、いわば昔からある純粋な応報刑論と、ルール保護・規範保護という、公益の保護のための応報刑論を対置して考えるとして、私は、後者の考え方こそが、例えばヨーロッパで普通にとられている考え方だと思っています。そしてまた、今の日本の現行

法の基礎にある考え方でもある。それが、現行法のいろいろな仕組みと一番整合的な、マッチする考え方だと考えているわけです。仮にそういう考え方对立つとすれば、刑罰はルールの効力の維持という社会公共の利益のために存在し、そのために犯人の私的な利益を奪うという罰を加える制度だということになります。

犯罪者は法を侵害し、その効力を動搖させたというわけですので、その財産あるいはその自由を奪われるというところまでは、私は十分正当化が可能だろうと思っています。そういう意味で罰金刑、拘禁刑は正当化が可能な刑罰だ。しかし、じゃあ、そのため命まで奪うということになると、今の憲法の下では一戦前はわかりませんけれども一正当化できるのか。公益のために個人の生命まで奪うということが、果たして今の憲法の基本にある価値観にマッチしているのかというと、それは難しい。簡単に言うと、国のために、社会のために個人の生命を奪う、ということを求めるのが死刑制度の本質なのだと考えると、やはり今はそれなりの考え方なのではないか。現に、だからこそ、ヨーロッパのほとんどの国、ペラルーシを除いたヨーロッパの国々は死刑をやめているのではないか。これが私の考え方です。国のために個人の命まで奪うという制度は、認められてはいけない。それが、死刑制度があつてはならない根拠だと私は考えています。

【宮腰】 死刑制度を考えるには、そもそも刑罰制度が何のためにあるのかを考えるところから始める必要があるということですね。

犯罪被害者と死刑制度

【宮腰】 次に、犯罪被害者の立場に立たれた原田さんに伺います。

原田さんのように自分の家族が殺されたら、死刑以外考えられないという意見を持つ方は多いように思います。被害を受けた方もそうだろうし、被害当事者以外でも、そのように思う人は多いのではないかと思うのですけれども、原田さんの場合、弟さんを殺されて、刑事公判中は死刑を求めておられたのが、後に犯人の死刑を望まないようになったとお聞きしています。心情や考えがどう変化したのか伺いたいと思います。

【原田】 はい。私は、事件当初は、非常に相手を憎みました。憎んでも憎み切れないほどに憎んで、殺したいと思っていたわけです。けれども、逮捕されてから、手紙が届くようになりました。それは謝罪の手紙ですが、最初の手紙が来た頃は、何をいまさらこんなこと、調子に乗ってうまいことを言ってくるんだと思って、読まずに破り捨てました。

何年も経ってから、初めて封を切ったのです。そして、手紙が何度も来るうちに、どんな面をして手紙を書いているのだろうなと思って、一回、興味本位で面会に行つたのです。話をしていくうちに、だんだん彼の謝罪する熱意が伝わってきて、もう一度面会に訪れたほうがいいなと思ったころに、死刑が確定していました。

未決のときは1回でしたけれども、確定後は3回面会できたのです。2回、3回と重ねていくうちに、対話は必要だなと思った。対話をすることによって彼の本音がわかってくるなど。どうしてうちの弟なのか、どうして弟が殺されなければならなかったのかを問うつもりで対話を始めたのです。そのころから少しづつ、自分は、死刑じゃなくて、対話のための面会が必要だと思いました。

対話の必要性を感じたからこそ、その時間をくれと言つて、法務大臣に嘆願書を出したのです。嘆願書は決して死刑廃止を訴えるものではなくて、まだまだ死刑廃止についての答えは自分の中で見つかっていませんので、対話を続けさせてもらえるようにお願いしに行きました。

死刑執行されてから初めて思ったことですけれども、それまで僕の周囲の人たちは、犯人は死刑になって当然だと言つていましたが、死刑になった途端に、拍手してくれる人はいなかつたのです。死刑になってよかつたねということが一切なかつたのです。そういうことで、自分の心の中では、犯人が死刑になったことは空虚というのか、犯人が死刑になったところで、生活は何も変わらないし、むしろ逆方向になるばかりだし。何となくむなしさだけが残つて、後味が悪い気がしました。

そういうことがあって気持ちが死刑廃止の方向へ向いたのです。

【宮腰】 原田さんのインタビュー記事で、「現状は、被害者と加害者が崖の下に追いやられているような気がする」ということをおっしゃっていたのですが、どうしたことでしょうか。

【原田】 僕と加害者が崖の上のはうに向かって助けてくれと言つているように思えるのです。崖の下から叫んでいるのです。ところが、崖の上の人には、手も貸さずにロープ1本さえ下ろしてくれない。そういう心境です。ただ傍観しているだけで、他人事なのですよ、あくまでも。他人事で全然興味が湧かないのです。人ごとだと思っているのです。そういう意味で言いました。



【宮腰】 井田さんに伺いたいのですが、「自分の家族が殺されたら死刑以外に考えられない」という意見についてどう思われますか。

【井田】 原田さんの話を伺つて、被害に遭われたご本人でなければ感じることのできないお気持ちだろうし、軽々にコメントするのは大変難しいと感じます。

私も教育機関に身を置く者ですので、とりわけ親が子どもを思う気持ちは非常に強いものだというのは日々感じるところです。仮に子どもが誰かの手によって殺されたということになれば、親御さんたちのお気持ち、悲しみと怒りというのは、それはもう本当に計り知れないものとなるだろうと思います。

「自分の家族が殺されたら死刑以外に考えられない」という言い方をされましたけれども、まさにその通りで、死刑制度を支える有力な論拠というのは、被害者を亡き者にした行為に見合う罰というのは死刑しかないのでないかという考え方です。被害者の命を奪われ、遺族のこれから的人生を一変する結果となつたのに、犯人はそのまま生き続けていて、楽しい時間も持つことができるというのは、正義に反する、衡平に反するという意見には、なかなか反論できないのではないかと思います。

被害者の命に見合う罰を科す、これは、まさに実害対応型の応報刑論の考え方です。そこからスタートすると、恐らく死刑存置論に至るほかはない。死刑存置論に反対するということは非常に難しくなってくると

感じます。「被害者の命に見合う罰を科すのだ」という基本的な考え方を脱却しない限り、恐らく死刑廃止への道筋というのは描けないのではないか、というのが私の基本的な考え方です。

ですので、私が正しいと考え、皆さんにもぜひ共有していただきたいと思う刑罰理論からすれば、個人が私的に抱く感情の問題と、公的な存在である公益実現のためにある制度の問題とは、違う問題なのだということになります。被害者の遺族が強い被害感情を持って处罚要求を持つとしても、刑罰制度はそれをそのまま実現するために設けられている制度ではありません。当然、やむを得ない限界があると考えます。例えば、被害者遺族が何らかの理由で犯人を許しているということがあったとしても、死刑を科すか科さないかが、それによって決まるというものであつてはいけない。刑罰というのは、やはり公的な制度であり、刑罰を科すというのは、もっと公的な理由に基づくものだということです。その公的理由というのは、先程申し上げたような意味で「ルールの保護」、言い方をえれば、それは将来の犯罪予防のために科されるものだということです。

家族を失うという経験は確かに大変なことですけれども、その原因は凶悪犯罪でなかったとしても起こり得る。例えば交通事故の場合でもあるかもしれない。死刑の予定されていない傷害致死の事件でもそういうことがあるかもしれない。地震・津波という災害の場合でも同じです。凶悪犯罪でも、行為者に責任能力がなければ、或いは、その者が18歳以上でなければ、死刑は問題にならない。そういうことから考えても、厳しい言い方になるかもしれませんけれども、現行の法制度が制度として合理的に考える枠内でしか被害者遺族の处罚要求というのを満足されることはない。それはやむを得ないと私は考えています。

【宮腰】 確かに、被害者遺族が許す・許さないにかかわらず、その刑罰制度は執行されなければいけないというのはおっしゃる通りだと思います。そのような刑罰の公的性からしても、実害対応型の応報刑であつていいのか、問題を投げ掛けられていると思いました。

次に、原田さんと井田さんのお話を聞かれて、被害者代理人あるいは刑事弁護人として現場で仕事をされている立場から、角替さんのご意見を伺えますか。

刑罰と切り離した被害者救済の重要性と犯罪の背景・要因

【角替】 私は、被害者側の代理人の仕事をすることもあるのですけれども、犯罪被害者が「崖の下に取り残されている」という感じは持っています。犯人に刑罰を科してやったからいいだろう、というかたちで被害者が放り出されるような印象は、正直あります。例えば、被害補償制度が全く不十分です。交通事故で保険に入っている相手ならいいですけれども、そうじゃない相手からは結局補償もしてもらえないまで、「刑罰を科したから、もうそれで気が済んだでしょ。」みたいな。そういう感覚は、原田さんだけではなくて、ほかの被害者の方も正直、持っていると感じます。国は、刑罰制度と被害者の保護を一緒にしてごまかそうとしているような気がするのですよね。

そうではなくて、加害者から被害の賠償を受けられない被害者にはきちんと国が被害の補填をする制度を整備するべきだと思います。ところが、被害者感情と刑罰制

度の議論を一緒にすることで、被害者救済の国の責任が曖昧にされているのではないかと思っています。

また、刑事弁護人として日々、犯罪をした人に面会に行くのですけれど、多くの場合に感じるのは、「この人たちとはどれだけ恵まれない環境や条件の下で今まで育ってきたか」ということです。字もまともに書けない。親から本当に愛情を注がれていないような人たち。学力の低い人たち。そういう方たちがほとんどです。親の愛情を受けて育って、それで酷い犯罪をした人って、本当に一握りです。

私がいつも思うことは、自分は恵まれた環境で育ってきたけれども、接見室のアクリル板の向こうにいる人と同じように育ったら、自分もあっち側にいないという保証はないなと。だから、アクリル板のこっち側では私はこの人に説教しているわけですけれども、それは、本当にただ環境が違った、それ故の違いだなと感じます。

なので、犯罪一般について思うことですが、自己責任という話は全くないわけじゃないけれども、起きたことの責任をその人に全て覆いかぶせていいものなのか。やっぱり社会の一部として、潜在的なリスクとして、社会が一定割合を負わなければいけないのではないかなと思います。

弁護士の仕事をしているとそういう側面から刑罰制度というものを見るので、死刑制度について反対する立場になりました。

【宮腰】 加害者に罰を科しただけで被害者が救われるわけではないということは、肝に銘じる必要があると思いますね。

冤罪と死刑制度

【宮腰】 それでは、次のテーマに移っていきたいと思います。死刑冤罪（えんざい）についてです。

再審公判が開始され話題となっている袴田冤罪事件があります。袴田事件を念頭に置きながら、死刑事件における誤判の危険性についてお尋ねしたいと思います。

角替さんにお尋ねしますが、そもそも袴田事件は、再審開始となる前に死刑が執行されてしまうという恐れはあったと思いますか。

【角替】 数年前まで法務省は再審請求中の死刑囚に対し死刑執行しないというルールがありました。数年前からそれが変わって再審請求中でも死刑を執行している。なので、袴田さんが死刑を執行される可能性は十分ありました。

袴田事件と同じように日弁連が冤罪の可能性が極めて高いということで再審支援をしている飯塚事件では死刑が執行されました。袴田さんが執行されなかったのは、むしろ幸運なのであって、執行される危険はありました。

【宮腰】 夢で死刑を宣告されて執行を待つ身であるということがどんなふうにご本人やその周囲の人に影響をもたらすのか、角替さんの目から見てどうだったか教えていただけますか。

【角替】 袴田さんが死刑でなく無期懲役だったのであれば、今のような状態にはなっていないです。袴田



さんの今の状態というのは、本当にこの世界に住んでいない。自分一人の世界を作り出して、再審開始が決まったことも知らないし、理解できないし、再審が開始して、今、再審公判をやっているということを全く理解できないのです。自分は全知全能の神という世界の中で生きていて、お姉さんのことちゃんと理解できないような、そういう状態になっています。

袴田さんは、もともと、とても素敵なお嬢さんで、主張書面も自分で書いていましたし、家族に宛てる手紙の中でも、豊かな感受性と、誠実な性格が、文章に表れています。特に息子さんのことについては、ものすごく愛情あふれるいろんなことが書かれています。

けれども、そういう彼の本来の姿がなくなってしまっている。それが失われたのは、やっぱり死刑が確定して、隣の房の人が執行される姿を見て、執行される姿というか、連れて行かれる姿を見て、そこからおかしくなって、いつ自分が執行されるのか、その恐怖に、しかも、やっていないのにというその恐怖です。それにさいなまれて今のような状況になってしまった。想像できないような恐怖と絶望が彼の精神を本当にむしばんで、いまだに回復不可能な状態にあります。

【宮腰】 袴田事件では、お姉さんの秀子さんの献身的な、非常に人間的に素晴らしいご活躍というか、たゆまぬ努力があると思うのですけれども、そういう家族に対する影響はどうですか。

【角替】 秀子さんは、本当にあの通りの方で、心の強い、本当に完璧人間みたいな方です。どんなときにもめげない。だけど、彼女が今こうやって強くいられるのは—彼女自身が言うのですけれども—9年前に、村山決定で嚴さんを出してもらえた、それが彼女の今の強さだと言うのです。それまで彼女は、本当に心から笑ったこともなかったし、ずっと下を向いて生きていたって、今でも彼女は言います。傍から見れば、そんなふうには思わなかったのですけれども、実際に秀子さんからしたら、9年前までは暗黒の世界。袴田さんが釈放されてからは、毎日何も怖いものはない。世界は変わった。あれだけ気丈に見えている秀子さんにもそれだけの影響を及ぼしていたんだなと思います。

何よりも、この事件で苦しめられたのは、袴田さんの息子さんです。あれだけ愛情を受けていた息子さん、1歳やそこらでもう父親と離れて、全然父親のことを知らされずにずっと育てられてきました。いろんな事情があって、今も、もちろん表に出ていませんし、袴田さんとの再会も果たしていないです。大人は、もう頑張ろうとか、割り切ろうとかできると思うのですけれども、子どもに与える影響は本当に計り知れなくて、本当に気の毒だなと思います。

【宮腰】 井田さんに、お聞きしたいのですが、死刑制度における誤判の問題について、刑罰は何のためにあるのかというところから考えたときに、どのように考えたらいいのか。死刑事件以外でも誤判の問題はあって、それは許されないこと、間違ってはいけないことではあると思いますけれども、死刑の場合は、誤判で執行されてしまったら、もう取り返しがつかない。先ほど飯塚事件について言及がありましたけれども。

刑罰はそもそも何のためにあるのかということを考えたときに、死刑冤罪事件がそのままになってしまふ恐れということについてはどういうふうに考えたらいいと思われますか。

【井田】 個別の事件でコメントする材料はないです

が、一般論として言うと、やはり死刑制度を考えるときに、誤判の問題というのは、私は一つの決定的な論点というのでしょうか、死刑制度を維持するのは難しいという方向に大きく傾く決定的論点だと思っています。

それは、犯人性の争いとか、無辜（むこ）の処罰という問題だけでなく、裁判に間違いがいろいろあり得るというのは、これはもう誰しもがわかっていることです。例えば、主犯と脇役的な立場の人間。実は、その評価を誤ってしまうということだってあり得るかもしれない。あるいは、非常に重要な量刑事情があつて、本来であればそれは死刑から無期に動かすくらいの重い量刑事情、それが見落とされてしまう。あるいは、弁護人がしっかりとそこを見つけてこなかつたために見落とされてしまうということはあるかもしれないですよね。そういう意味で言うと、裁判の誤りって、単に犯人性といいますか、間違った人を犯人にしましたというレベルの問題だけではありません。

いろいろ考えてみれば、誤判のリスクが相当に大きいにもかかわらず、死刑という究極の罰を置いておくというのは、大問題だと考えます。

誤判の問題は、一つの確かに大きな重要な問題です。しかし、はっきりと誤判ではない、間違いなく凶悪な事件を犯している人間もいるわけです。すると、誤判に基づく死刑廃止論というのは、どうしても相対的な論拠にならざるを得ない。こういう凶悪な犯人もいるじゃないですかと言われてしまったときに、議論がかみ合わなくなってしまう可能性があると感じています。

冤罪の問題は決定的だと思う半面、死刑制度を覆す本当に根本的な論拠は、やはり、「刑罰は何のためにあるのか」の議論であると思っています。

死刑に代わる終身刑の導入

【宮腰】 冒頭で紹介した、日弁連の提言は、死刑を廃止し、死刑に代わる刑罰として、仮釈放のない終身刑を導入するというものです。

原田さん、死刑の代わりに終身刑という刑罰を作つて死刑を廃止することについて、どう評価されますか。

【原田】 日弁連が提案するように死刑の代わりに終身刑を導入することに大賛成です。それ以外にないと思っています。少しでも命が長らえれば、それに越したことがないと思っているのです。終身刑っていうのは必要不可欠だと思います。

【宮腰】 井田さんはどのようにお考えになりますか。

【井田】 はい。死刑を廃止しようというときに、それに代わるもの、代替するもの、いわば社会の処罰感情を受け止めてくれる別のものが必要だというのは、それ自体分かる考え方だし、代替案として、死刑の執行猶予とかいろいろ言われていますが、やはり現実的な、或いは適切なものというと、仮釈放なき、まさに本当の終身刑ということなのだろうとは思います。日弁連の案は、反対するものではないといいますか、積極的に賛成したいとは思います。

ただ、もう少し詰めるべきところがあると思います。

まず、平成期以降、重罰化の傾向があり、まさに処罰感情をダイレクトに刑罰に結び付けるという傾向がある。それゆえに、日本の無期刑っていうのは、基本的に事実上終身刑化していると言われています。私は、昭和50年代に勉強を始めて、当時は、犯罪白書を読んでも、だいたい14年から18年ぐらいの刑の執行で仮釈

放が認められるというのが例年のことだったのですが、平成20年代になると、30年の刑の執行があって初めて仮釈放が問題になるという状況になってきている。

そうなると、死刑に代替するものとして、一般的無期刑とは差別化された終身刑といつても、今までの無期刑がもうすでに終身刑化しているとすれば、どういうイメージの終身刑なのか、イメージが湧きにくいということがあります。

それから、問題の根っこになるのですが、先程から申し上げているとおり、結局、処罰感情をダイレクトに刑罰に結び付けるということ自体に問題がある。被害者のために処罰するのが刑罰なのだという考え方を動かさないで置いといて、その処罰感情を受け止めるものとして別の刑罰を考えるという問題の持つていき方というのが、果たして展望のある提案なのか疑問がある。もっと根本的なところで刑罰についての考え方の転換を図るべきなのではないか。前提自体変えていかないと先に進めないのでないか。現に、ヨーロッパはそう考えているのですよ。

【宮腰】 角替さんは、弁護士の立場から、日弁連の提言での終身刑の導入についてどう受け止めますか。

【角替】 終身刑と死刑では、先ほどの冤罪の話としても、その負担は全然違うと思うので、それは賛成です。私としては、早く変えもらいたいと思います。

ただ、今、井田さんがおっしゃったことは、私もそうかなと思います。つまり、処罰感情を満たすために代わりのものとして刑罰を考えるというところがどうなのかなって思います。

現行の死刑制度の問題点

【宮腰】 日本では、執行対象者はどのような基準で選ばれているのか法務省は明らかにしていません。対象者は、執行される当日の朝に執行を告げられ、告知後まもなく絞首により執行されている。そして、先ほど角替さんのお話の中でもあったとおり、再審請求中でも執行されている。こうした死刑制度の現行の運用について、どう思われますか。

【井田】 死刑確定者は、少し前の統計で執行まで平均12年9ヶ月の長きにわたって拘禁されていて、毎日、毎朝、土日は除くのでしょうかけれども、執行の恐怖にさらされ続けている。何より、絞首刑っていう大変な恐怖と、極限的な苦痛を感じさせる方法で執行される。これは、いかなる意味でも正当化困難なことで、これが憲法違反じゃなくて、何が憲法違反だらうかって考えるところです。

今は薬物注射っていう方法があるわけです。スイスという国は、年間千件以上の合法的な自殺帮助が行われているのですけれども、どうしてスイスでそれだけ普及したかという一つの大きな理由は、ペントバルビタールという安楽死できる薬剤が開発されていることです。そうすると、絞首刑っていう方法は、もう憲法違反でないとしたら何なのだろうかって、私自身は思っているところです。

そういう意味で、もし仮に死刑制度を存置するというのなら、執行方法について議論しないのは本当におかしいと思います。

【宮腰】 原田さんは、今の死刑制度の運用の在り方について、ご意見ありますか。

【原田】 はい。死刑が執行されたのが2001年12月26日

でした。朝、突然メディアから連絡が入りまして、拘置所に駆けつけたのです。絞首刑…。実際に、絞首の跡、見たのですけども、残虐だと思いました。

それから、未決のときはすんなりと会えたのですけども、確定後、面会するのに、非常に苦労しました。所長以下、部長、合わせて5、6人でしたか、応接室へ通されて、4時間位談判しました。談判に談判重ね、やっと許可されて、特別に許可しますということで面会させてもらったのです。未決のとき1回、それから確定後に3回。4回目に面会に行ったときには、彼が察知していたのかどうかは分からぬのですが、もうこれが最後になるだろうと僕に話したのです。5回目の面会に行ったのですが、そのときはシャットアウト食らい、その後、間もなく執行されました。

【宮腰】 角替さん、今の死刑制度の運用について思うところありましたらお願ひします。

【角替】 死刑執行の情報開示があまりにもなき過ぎることも問題です。特に、一番分かりやすくひどいと思うのが、執行に関する行政文書の開示請求をしたときには真っ黒で出てくる。

国が、国家権力を使って人の命を奪っているのに、それを黒塗りにして、開示もしない。これについて、なんで今まで裁判になってないのかが不思議です。本当におかしいと思います。

政府や国会議員に求めること

【宮腰】 最後に、死刑制度について、政府や国会議員に望むことを伺いたいと思います。

【原田】 彼が執行されてから20年以上になりますけども、執行されたからといって、決して彼を今でも許すわけにはいきません。彼の起こした事件によって、僕の家庭は崩壊し、僕自身の身体も脳梗塞でこんなになっちゃって。そういうことですんで、一生かかるかも彼を許すことができないです。

だけど、彼と話すことによって、僕の気持ちも少しずつ変わっていった。彼の気持ちも変わっていった。そういうことによって、対話することがいかに必要かということを皆さんに知っていただきたいと思っています。

だから、政府に対して申し上げたいのは、対話によって、対話を重ねることによって、少しずつ気持ちが溶解していくということです。だから、対話を、いくら確定囚であっても、対話の自由を認めるべきだと考えます。対話させてもらいたいということです。

【角替】 死刑制度を廃止するという主張が票につながらないから、取り組む方が少ないと聞きますが、そんなことは絶対になくて、やっぱり良識ある方、見てる

方は見ています。だから票につながると思います。

それに、勇気を持ってこの制度の廃止を掲げて、そして、実際にそれを実現することによって、本当に歴史に名を残すというか、日本が本当の人権を尊重する国家であることを世の中に示す転換点になると思います。そういう活動をしていただきたいと強く希望します。

【井田】 死刑制度については、国民の8割以上と言わないまでも、相当数の存置論者がいることは間違いないと思います。私も授業で死刑の話をすると、終わってから学生に「死刑はやっぱなきゃいけないです。」と食ってかかることがあります。相当数の死刑存置の意見を持っている人がいることは肌で感じるところです。

政治家もそういう状況だと、あえて票に結び付かないことはしたくない、触れたくないテーマなのだろうというのは理解できません。

しかし、死刑の問題は、日本の法制度の在り方に関わる、まさに中核的な問題で、日本という國の人権保障にとって最も重要な課題の一つです。国際的にも、まさにそれゆえに日本が人権後進国とみなされているという事実があるわけで、大変大きな問題なのだということは、いくら強調しても強調し過ぎることはないと思っています。

他方で、国民の「8割」が、本当に制度についての法と事実、きっちりと正しい情報を与えられて、存置の意見を持っているのか大いに疑わしいところです。となると、政府も国会議員も、多くの国民そう考えているのだからという理由で思考停止といいますか、それを盾にして何も考えないというのではなく、これほど大事な問題なので、ご自分の見識ないしは政治家としての信念を持っていただかなければならないというふうに思います。

死刑廃止して70年になるドイツでも、調査をすると大体3割ぐらいの死刑復活論が出てくるのですね。若い層で3割超えるなんていう結果も出てきたりします。割合が日本とは逆になっていますが。

ドイツでも2割、3割ぐらいは死刑復活論の人がいるので、ドイツの政治家はそういう層にも訴えかけて、説得することを日々やっているのです。

ですから、国民がそう思っていますからというようなことで済ますことではないと思います。日本の政治家にはもっと頑張ってもらいたいと思います。

【宮腰】 それぞれのお立場から貴重なご意見頂きました。何のために死刑制度を持つのか、何のために刑罰制度があるのかなど、根本的な問題提起と運動を広く展開しなければいけないと思います。本当にありがとうございました。

(2023年7月20日実施)

※出席者の肩書きは、座談会実施時のものです。



茨城県弁護士会と茨城県市長会・茨城県町村会との意見交換会について

茨城支部 事務局長 鈴木 大輔

当支部では、令和元年頃から、県弁護士会と県内自治体との間における様々な課題を解決するため市長会・町村会との意見交換会を計画していたところ、県弁護士会執行部とも連携を取りながら、令和5年2月7日、ようやくその実施に至りました。

出席者は、市長会常任委員会から10名、町村会常任委員会から4名、県弁護士会から40名（執行部、委員長等合計32名、Zoom参加8名）でした。

まず、県弁護士会から、県内自治体へ提供している各種サービスや活用事例の紹介、現状についての問題提起をし、市長会・町村会側からの質問や意見を聞くという形式で進行がなされました。

県弁護士会からの押し売りになってしまふのではとの不安もありましたが、議題ごとに市長会・町村会側からのご発言が活発になされ、すでに制度を導入済みである自治体の首長からのご感想や、各市町村における運用状況を調査したいというご意見もいただき、問題提起がなされた点については、県弁護士会側から具体的な提案があつた方が行政としては前に進めやすいというご意見も出たりする等、極めて内容が濃いものとなりました。

そして、今回の
ような意見交換会
を定期的、継続的
に開催していくこ
とを確認し、閉会
しました。

県内自治体との
関係性を円滑なもの
とし、連携を強めること
は、弁護士業務に直結する
ものであることから、出席者からも
好評で、当支部の
活動としても大変
有意義なものとな
りました。



「削減された無料法律相談枠・回復へ」奈良市議会議員との意見交換会

奈良支部 事務局長 児玉 修一

奈良支部では、2022年11月14日、奈良弁護士会館において、横井雄一奈良市議会議員(自民党・無所属の会)、及び山口裕司奈良市議会議員(日本共産党奈良市会議員団)との意見交換会を開催しました。当支部からは、藤本卓司支部長の他、奈良弁護士会総合法律相談センター運営委員会の委員ら合計8名が参加しました。

さて、意見交換会開催のきっかけですが、奈良市においては、遡ること数年前、市民向けの無料法律相談の予算が、突如、大幅に減額にされ、それに伴って相談枠も半減させられるという出来事がありました。以前から、同市の無料法律相談の枠は希望者で一杯になっており、相談枠の半減は、市民生活にも大きな影響を与えるものでした。

そこで奈良支部では、この問題に、特に深い関心を抱いておられた両議員と連携し、相談枠の復活に向けた活動を続けてきました。その結果、2023年度より、従前の相談枠を概ね回復することができたという経緯があります。



意見交換会においては、「現在1枠20分となっている法律相談の時間を何とか30分とすることはできないのか」といった問題に留まらず、「今後、奈良市、奈良市議会と奈良弁護士会、弁政連奈良支部とがどのように連携を深めていくことができるのか」など、広範なテーマに関して、お互いに充実した議論を行うことができました。

日本維新の会との交流会を開催

令和5年8月29日（火）夕刻から、日本弁護士政治連盟（以下「弁政連」）企画委員会と弁政連東京本部との共催で日本維新の会の若手議員との交流会を実施しました。

日本維新の会からは阿部 司 衆議院議員、小野 泰輔 衆議院議員、音喜多 駿 参議院議員、木村 佐知子 台東区議会議員（弁政連企画委員会のメンバーでもあります。）、松本 常広 品川区議会議員（同じく。）の5名が参加し、弁政連からは菊地裕太郎 理事長、齋藤和紀 幹事長を始めとして若手を含む多数の弁護士が参加しました。

交流会の冒頭でお互い代表者が挨拶した後、音喜多議員から「維新八策」（日本維新の会の基本政策）と「維新スピリッツ」について詳細な説明がありました。「イデオロギー政党ではなくプラグマティスト集団」というキーワードが心に残りました。

それぞれ参加者が簡単な自己紹介をし、弁政連からは、過去の「維新の党」や「おおさか維新の会」との関係性の質問が出たほか、直近の統一地方選挙での躍進の理由や個別の政策内容についての質問が出て、活発な意見交換がされました。1時間半があつという間に過ぎ、伊東卓 副理事長兼東京本部本部長から中締めの挨拶にて交流会を終えました。

集合写真撮影の後、ほとんどの参加者が懇親会の会場に移動し、会食をしながら率直な意見交換を続けました。日本維新の会の議員たちはそれぞれ魅力的で、市民からの支持が向上しているのも頷けるように感じました。

（企画委員会委員長代行 豊田 賢治）



支部人事（）内は前任者

山梨支部 2023年7月18日付

支 部 長 田邊 譲（古井 昭男）
事務局長 吉澤 宏治（田邊 譲）

佐賀県支部 8月18日付

幹 事 長 安永 恵子（辻 泰弘）

静岡県支部 8月21日付

幹 事 長 田上 悠（小宮山 克己）

編集 後記

さらに市民に身近な司法の実現を（さいとう）
天高くトレーニングが捲る秋（おがわ）
馬肥ゆる秋 我肥ゆる秋（いとう）
タイガース優勝！最高！（いしい）

地球よ、沸騰してくれるな（こだいら）
深夜の楕円球、寝不足続く（あんどう）
ラグビーワールドカップフランス大会開催中（なかにし）